

西東京市スポーツ施設還付申請書（旧システム分）

※旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」のいずれかの窓口で還付申請をしていただき、現金での還付となります。

※過去の還付は、可能な限り令和8年3月末までをお願いします。

受取人名

申請日 年 月 日

受付場所 スポーツセンター・総体・きらっと

団体名

登録番号

予約番号	施設	室場（備品）	日付	時間	料金	備考
(例) 2025001234	向台運動場	A面	2026年1月30日	9:00~18:00	9,000	
〃	〃	照明設備	〃	17:00~18:00	8,000	

職員確認欄

備考（申し送り事項等）

受付日

受付者

副館長

館長

年

月

日

受付印

切り取り

切り取り

西東京市スポーツ施設還付承認書（旧システム分）

申請日 年 月 日

受付場所 スポーツセンター・総体・きらっと

団体名

登録番号

予約番号	施設	室場（備品）	日付	時間	料金	備考

1 不服申立て

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。